第明三治種三郵十便五物年認三可月十日

△

○　　○

官報（号外）

独立行政法人国立印刷局

1　平成26年1月30日　木曜日　官報　（号外第19号）

目次

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　一

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所　二

定計量器型式承認、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、西日本高速道路株式会社工事完了・工事一部完了、住宅型式性能認定、企業年金基金変更関係　三

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三四

会社その他

会社決算公告　三七

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５４号

大阪市住吉区東粉浜１丁目４番７号　シャトル塚西203号

債務者　竹田　繁浩

1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２号

大阪府和泉市下宮町16番地

債務者　西川　忠利

1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美卯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２７０号

兵庫県伊丹市中野東１丁目４番地　市住玉田１―115号、前住所兵庫県伊丹市北河原２丁目２番８号

債務者　**藤**澤　治義

1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５８１号

兵庫県姫路市白国４丁目７番11号

債務者　常次　秀男

1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸尾　明弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７１８号

兵庫県尼崎市西立花町２丁目３番24号ヤマトハイツ402号

債務者　谷内　祥晃

1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯松　永典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１号

熊本県宇土市境目町1000番地11、前住所熊本県宇城市松橋町大野299番地５

債務者　豊永　立身

1　決定年月日時　平成26年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎮西　正弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１９６１号

愛知県海部郡蟹江町富吉４丁目88番地　富吉グリーンハイツ２号棟101号

債務者　鶴　　春水

1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　箕浦　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９８号

兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―305号

債務者　山本　晃三

1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１６号

兵庫県尼崎市東園田町４丁目162番地の１コスモフラット園田404号、前住所兵庫県宝塚市逆瀬台３丁目11番１―104号

債務者　髙橋　佳子

1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１７号

兵庫県西宮市浜甲子園２丁目２番３―202号

債務者　吉村　治朗

1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５０６号

さいたま市見沼区大字御蔵1418番地１　ロイヤルヒルズＡ棟106号

債務者　植村　　誠

1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　漆原　　梢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３号

堺市南区城山台４丁９番14号、前住所堺市南区桃山台４丁３番23―503号

債務者　鳫野　清輝

1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　歌織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係